

ディープテックスタートアップの推進・支援機能の強化について

2023年11月22日

ディープテックスタートアップ創出に向けた検討タスクフォース

1. 目的と経緯

- 産業連携による社会実装機能の強化に向け、理研では、特に2022年4月以降、理研鼎業の改革と協創活動の開始を中心に順次対応してきた。
- それらに加え、特に知をベースとした新たな成長モデルを創出していくためには、国家戦略との連携も念頭に、ディープテックスタートアップの推進・支援機能を体系化しつつ抜本的に強化することが必須であり、本年9月にディープテックスタートアップ創出に向けた検討TF^{※1}を設置して集中的にその強化策を検討した。
- また、日本のディープテックスタートアップ全体の推進が強く求められている中、理研として可能な貢献を行うことも重要である。そのため、上記強化策の中で、理研発以外のディープテックスタートアップもその支援の対象とすることで、理研の研究力や産業連携機能の強化と日本全体のディープテックスタートアップ支援強化への貢献とを両立できるものを支援策として設定することとし、同TFにてあわせて検討した。
- 今般、検討結果の第一弾がまとまったので、実行に移すこととする。

2. 強化策の全体像

- 理研における産業連携の推進・支援機能全体の強化として、「受動的から能動的へ」をキーワードの一つとしているが、ディープテックスタートアップについても、推進・支援機能を上記観点から抜本的に見直して体系化し、研究者をはじめとした理研内外のステークホルダーにわかりやすく「見える化」しつつ、強化を図ることとした。
- また、上記のとおり、理研発以外のディープテックスタートアップも対象とできる支援策を設定した。
- そのために設定した全体的な枠組みは以下のとおり。
 - カテゴリー1：研究シーズ力の強化への支援と営業的な活動の強化
 - カテゴリー2：研究成果あるいは成果に近い段階でのスタートアップ設立・初期運営支援
 - カテゴリー3：理研発以外のディープテックスタートアップも対象とする支援
- 以下、それぞれのカテゴリーごとの強化策と今後の検討課題を述べる。

※1 ディープテックスタートアップ創出に向けた検討TF

構成メンバー：松尾理事、山本副理事、川上特任顧問、今井理事長室長、神谷産連部長、辻上産連課長、佐藤産連調査役、吉田事業化支援部長（理研鼎業）

第1回TF 2023/9/11開催、第2回TF 2023/9/17開催、第3回TF 2023/9/28開催、第4回TF 2023/10/29開催

この他メール等による審議を随時実施

3. 具体的な強化策

(1) カテゴリー1

- 理研鼎業の改革において、シーズと産業界を体系的に知り、シーズごとにイノベーションへのロードマップを研究者とともに立案し推進するという能動的アクションを理研鼎業の主要ミッションと改めて設定し、本年度から本格的にスタートしたところである。
なお、そのロードアップ立案には、理研鼎業から研究者にアプローチした場合と、研究者から提案があった場合の両者がある。
- ロードマップにおいては、イノベーションに向けた主要な手段の一つとしてスタートアップ設立が含まれるが、スタートアップに関しては特に専門的な知見が必要である。
このため、本年12月から、ロードマップにおいてスタートアップ設立を検討し推進する場合には、高い専門的知見を有するインキュベーション企業（インキュベーションを推進する専門的企業を指す。以下同じ。）が理研鼎業の活動に加わることとし、内外のギャップファンド^{※2}の活用提案やスタートアップ設立に向けたチームビルディングプログラム等も含めてスタートアップの設立／成長に向けてどのようなアクションが必要か、多角的な検討を行いながら支援することで、支援力を強化することとする。

(2) カテゴリー2

- ①支援対象の実質的拡大（支援の開放化）に関して
- 理研ではこれまで、スタートアップについて、研究者等から申請があった場合に一定の審査を行って「理研ベンチャー」として認定した上で、当該理研ベンチャーと強い連携のもとでその支援を個別的行ってきた。
- 他方、スタートアップは全体として、量的には増大し、質的には多様化するなど、その黎明期とは大きく状況が変化しており、支援もその変化に適切に対応する必要がある。
- このため、黎明期には大いに意義があった理研ベンチャー認定・支援制度については、これを発展的に廃止した上で、研究者がスタートアップを考えること、研究者以外のステークホルダーが理研のシーズにアプローチすること、の双方を効果的に促進できるよう、その支援策を強化しつつ幅広く開放することとする。このことは、スタートアップに対して認定等の手続きに必要であったリソース、時間を不要とすることにもつながる。
- 具体的には、本年12月から、これまでは理研ベンチャー認定企業のみとされていた支援対象を、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の趣旨に基づき、理研の研

※2 例えば、現在、理研は東京大学・東京工業大学・早稲田大学を主幹機関とした『世界を変える大学発スタートアップを育てる』プラットフォームである GTIE(Greater Tokyo Innovation Ecosystem)に協力機関として参画しているが、協力機関ではギャップファンドへの応募等ができないところ、SU 創出共同機関として参画することで経営者人財と研究者とのマッチング（チーム形成）支援を含む GTIE ギャップファンドの活用提案が可能となる。

究成果を活用するスタートアップに該当すると考えられるもの（「理研発スタートアップ^{※3}」と呼称する）は全て支援の対象とすることとし、理研ベンチャーの認定が無くとも支援を受けることを可能とする。

- なお、現在の「理研ベンチャー」については、今般の措置により、認定制度によらなくても支援が全体的に強化されることを踏まえ、また認定制度に伴った事業報告書や事業計画書の提出等が不要となることも考慮しつつ、希望に応じて個別に適切に対応する。

②資金繰りの面での支援強化に関して

- スタートアップの資金繰りの面を考慮すると、いわゆる出世払いに幅広く対応するような柔軟な措置が重要であることから、通達で定められている新株予約権による支払いの対象範囲を拡大する。
- 具体的には、これまで対象範囲を特許権実施契約における実施料のうちの契約一時金等に限定されていたところ、理研の施設及び装置の有償使用（なお、理研との共同研究の枠組み内であれば無償使用が引き続き可能）や、物品の有償貸付、譲渡も対象とすることとし、対価の設定方法（例：一定期間施設を利用できる権利等）、使用料等補填の必要性の有無等について関係部署と検討のうえ、本年度末までを目処に必要な通達改正等を行う。

③兼業の扱いの明確化・透明化に関して

- 研究者を含めた内外のステークホルダーへの見える化のためには、支援における運用上の曖昧さを排除し、明確化・透明化することが重要である。
このため、本年12月から、研究者等の理研発スタートアップへの兼業に関して、その成長をより一層後押しする観点から、一定の条件^{※4}の下、技術担当役員（CTO）など代表権を有しない役員への就任や発起人となることを認めることを基本的考え方とし、所要の兼業審査手続き等はその考え方のもとで行うこととする。

④特許権実施の面での明確化・透明化に関して

- これまでは、ライセンスの実施形態は原則、通常実施権（独占的を含む）の許諾としていたが、専用実施権の設定を選択肢として追加する。
- 具体的には、本年12月から、理研発スタートアップが自ら実施する又は実施する予定の

※3 理研発スタートアップ

未上場企業（原則、設立10年未満）のうち、次に掲げるいずれかにあてはまるものをいうこととする。

- ①研究所から生じた研究成果の事業化を自ら行う、あるいは自ら行う予定にある企業。
- ②研究所と実施した共同研究から生じた研究成果の事業化を自ら行う、あるいは自ら行う予定にある企業。
- ③その他、研究所が支援対象として適切と認める企業

※4 役員兼業に関する一定の条件

次の2つの条件を満たす場合（発起人の場合は①のみ）には、「兼業の許可基準及び手続きに関する細則」第4条第5項のやむを得ない場合とする。

- ①許可の申請に係る職員が、当該申請に係る研究所の研究成果に基づくスタートアップ企業において活用される研究成果を自ら創出していること。
- ②就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究所の研究成果に基づく事業に関係するものであり、代表権を有しないこと。
なお、取締役等以外の兼業については、これまでどおり「兼業の許可基準及び手続きに関する細則」によって定められている。

特許権に専用実施権設定の意向を有する場合、その実施態様等を踏まえ専用実施権の設定を行うことを基本的考え方とする。

- なお、実施許諾における支援措置（独占的通常実施権の許諾、再実施許諾権付実施権の許諾、契約一時金の支払い猶予又は現金での支払の免除）については、引き続き講じる。

（３） カテゴリー ３

① 先端的施設・設備・機器（設備等）の利用機会拡大に関して

< 理研内の設備等 >

- ディープテックスタートアップが成長していく上で、先端的な設備等の利用は重要であり、理研発スタートアップの支援として、さらには日本のディープテックスタートアップ・エコシステムに向けた貢献として、理研の先端的な設備等の利用機会の提供を抜本的に拡大していくこととする。これにより、理研の研究現場の近くで広く日本全体のシーズから発展したスタートアップが研究開発活動を行うこととなって交流が生まれることから、理研の研究力向上や理研の産業連携機能の強化と、スタートアップの発展との間に相乗効果をもたらすことができると考えらえる。
- 具体的には、現在、NMR、クライオ電顕、重イオン加速器など理研外部向けの設備等の利用機会提供サービス（設備等のオペレーションを含む）や、工作や分析装置など理研内部向けの設備等の利用機会提供サービスが、研究センターごとに整備されたシステムや共同利用機器運営協議会が整備した共用システムである R-COMS によって行われているが、これらを、理研シーズ発以外も含めたディープテックスタートアップへの支援の側面で横割りしてメニュー化して提供する、いわゆるワンストップサービスの仕組みを構築することとする。
- このため、理研内の関連部署（研究センターや開拓本部も含む）とともに検討を行う場を別途設け、本年度末までを目途にその仕組みの基本設計の検討を行う。
なお、その際、研究力向上とスタートアップ支援との適切なバランスを踏まえた、提供される設備等の範囲や提供方法の再整理、R-COMS の発展、設備等のオペレーション面での専門人材確保・育成、ワンストップサービスの仕組みを理研鼎業の主要取組の一つと位置付けて行くこと、新株予約権による出世払い化、等を念頭におく。

< 共用法に基づく先端大型研究基盤施設 >

- 次に、上記 1. に記載した、理研としてのディープテックスタートアップの推進・支援機能の強化の必要性にかんがみれば、国家戦略の一つの先端大型研究基盤施設である「富岳」や「Spring-8」等と本件との連携を追求することは理研として意義深いことであり、また、そのために国に必要な提案をすることは、理研に期待される役割と考えられる。
- このため、担当部署とともに、共用法に基づく仕組みに関する検討を、上記のワンストップ

プサービスの仕組みの検討と内容的に連動させながら行うこととする。

なお、その際、上記した新株予約権による出世払い化は有力な手段として考慮する。

②活動スペース貸付の面での支援強化に関して

○理研発スタートアップ設立を支援するスペースの貸付については、理研としての建屋・施設やスペース活用に関する方針が今後策定されていく中で、その扱いを検討していくこととする。

○また、ディープテックスタートアップ全体への支援の観点では、主にインキュベーション施設の活用を念頭に、理研発スタートアップ支援へのスペース貸付の検討と整合させながら検討を行う。

4. 今後の対応

○上記で本年12月から開始するとした支援策を開始しつつ、今後の検討課題とされたことを、TFも活用しながら引き続き理研で検討する。また、スタートアップの設立／成長に向けて必要な制度改正^{※5}に関する検討もあわせて行う。

○その際、理研シーズからいくつかをスタートアップのモデルケースとして研究者とともに設定し、強化した支援策を具体的に適用することによるフィードバックを得て策定済みの支援強化策を一層充実させるとともに、今後の検討課題の検討に活用する。

○理研は、本件での全体マネジメントを引き続き行っていくこととし、理研産連マネジメント会議（理研鼎業を含めた理研の産連活動全体を一体的にマネジメントする場）等で全体マネジメントを行う。その際、支援策の運用が硬直的にならないよう、当面、個別具体的なケースを直接この場で扱うこととする。

なお、これらの状況については、理研の理事懇談会等に適宜報告していくこととする。

※5 （1）スタートアップの信頼性を高める観点から、大企業によるスタートアップへの投資を促進するため、個人投資家に限定されているエンゼル税制を法人に適用可能とする措置の是非の検討、（2）クラウドファンディングの活用によるスタートアップへの個人投資家による投資促進の方法の検討を含む